

落札者決定基準 (国民健康保険診療報酬明細書点検業務)

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する国民健康保険診療報酬明細書点検業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(200点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(100点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(100点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「③点検手法」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 100 \text{点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が50点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	評価点 5・4・3・2・1・0	ウエイト	項目評価点
①事業者実績	平成31年4月1日以降における自治体又は保険者での同種・類似の契約実績や業務実績（点数件数及び再審査請求・査定実績）により、本市においても十分な業務効果を期待できるか。		×2	／10点
②業務体制	本業務の点検員として適正な人材が配置され、レセプト点検業務において業務効果が期待できるものになっているか。		×2	／10点
	点検員が点検内容等に疑義を持った際に即座に社内で適切なアドバイスが受けられる体制が整っているか。発注者からの至急の問合せがあった際に即座に対応できる体制が整っているか。また、再審査申出結果に対しての検証と対策する体制が整っているか。		×3	／15点
③点検手法	国民健康保険の診療報酬に関する分析手法が具体的に示されており、医療費適正化に向けた効果が期待できるものになっているか。		×4	／20点
	レセプト点検の手法及び履行方法が明確に示されているか。過去の査定ノウハウを取り入れた自動点検システムを活用して効果的な抽出がされており、その方法が明確に示されているか。		×3	／15点
	大阪府が定める「レセプト点検調査実施計画」に掲げる内容点検効果率目標値の実現性の根拠が明確に示されているか。		×1	／5点
④個人情報保護	本市が提供するレセプトデータの保存、管理方法は適切なものとなっているか。		×2	／10点
⑤業務の提案	提案のあった内容は具体的かつ医療費適正化等が図られるものとなっているか。		×3	／15点
				100点